（案）

委　託　業　務　契　約　書

印紙

１　業　　務　　名　　岩手県営運動公園支障木伐採業務
２　業　務　場　所　　岩手県営運動公園（盛岡市みたけ一丁目10番１）
３　委　託　期　間　　令和　　年　　月　　日から令和９年３月18日まで
４　委　　託　　料　　＿＿＿＿＿＿円（うち、消費税額及び地方消費税額分＿＿＿＿＿＿円）
５　契約保証金　　＿＿＿＿＿＿円とする。

（注）契約保証金を免除する場合は「免除」と記載すること。

岩手県（以下「甲」という。）と　＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）とは、上記の業務を委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第１条　甲及び乙は、契約書の条項に基づき、別紙「岩手県営運動公園支障木伐採業務仕様書」に従い、法令を順守し、この契約を誠実に履行しなければならない。

（実施に関する指示）

第２条　甲は、乙に対して業務の実施に関し、必要な事項を指示することがある。

２　乙は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

（実施計画書）

第３条　乙は、この契約締結後７日以内に実施計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

２　甲は、必要があると認めるときは、前項の実施計画書を受理した日から７日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。

３　この約款の他の条項の規定により履行期間等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して実施計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第１項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前２項の規定を準用する。

４　実施計画書は、甲及び乙を拘束するものではない。

（監督職員）

第４条　甲は、監督職員を置いたときは、その職及び氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

（管理技術者）

第５条　乙は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

（再委託等の禁止）

第６条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第１条の３に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

２　前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払による弁済の効力は、会計規則（平成４年岩手県規則第21号）第38条第２項の規定により会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生じるものとする。

３　乙は、委託業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

（委託業務の内容の変更、中止等）
第７条　甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。
２　前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

（実績報告及び検査）
第８条　乙は、委託業務が完了した場合は、委託業務完了報告書(様式第１号)を甲に提出するものとする。
２　甲は、前項の規定により委託業務完了報告書の提出を受けた場合は、当該書類を審査し、必要に応じて実地調査を行うことにより、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。
３　甲は、前項の規定による検査により、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。
４　乙は、前項の規定に従って措置を実施した場合には、その結果を甲に報告するものとする。
５　第２項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

（委託金額の請求及び支払）
第９条　乙は、前条の規定による検査に合格したときは、委託業務請求書（様式第２号）を甲に提出するものとする。
２　甲は、前項の規定により委託業務請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

（損害賠償）
第10条　委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

（違約金）
第11条　甲は、乙が委託期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、委託料につき年3.0パーセントの割合で計算した違約金を徴することがある。

（支払遅延利息）
第12条　甲は、自己の責めに帰すべき理由により、委託料の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき委託料につき年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

（履行の追完請求）
第13条　甲は、乙が実施した委託業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。
２　前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は乙に対し、委託料の減額を請求することができる。
３　前２項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

（甲の催告解除権）
第14条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告を

し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第２項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第４若しくは第９条第１項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

（甲の無催告解除権）

第15条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　委託事業を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ　乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

（契約解除の場合における損害賠償）

第16条　第14条又は第15条の規定により甲が契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

２　前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

（不当介入に対する措置）

第17条　乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

（契約解除の場合における委託料の返還）

第18条　乙は、第14条又は第15条の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより委託料を返還するものとする。

２　乙は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納

期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

（秘密の保持）
第19条　乙は、委託業務の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（書類の保管）
第20条　乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和14年３月31日まで保存するものとする。

（補則）
第21条　この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　岩手県
代表者　岩手県知事　達増　拓也　　印

乙　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　印
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿